# 福岡県 自殺対策計画 (第2期)

# はじめに

全国の自殺者数は、平成10年に急増して以降、年間3万人を超える高止まりの状況が続いたため、国を挙げてさまざまな取組を行った結果、平成22年以降10年連続で減少していました。しかしながら、令和2年以降は、新型コロナウイルス感染拡大の影響などによる社会生活の変化や雇用環境の悪化といった要因から、自殺者数が増加に転じており、対策の強化が求められています。



このため、国では令和4年10月に、社会の変化により顕在化してきた課題への対応も盛り込んだ新たな自殺総合対策大綱を閣議決定しました。

本県では、平成30年に策定した「福岡県自殺対策計画(第1期)」に基づき、相談体制の整備やゲートキーパーの養成などに取り組んできました。本県の自殺者数は、ピーク時の平成10年の1,369人と比べて、令和元年には756人と約45%減少しましたが、全国と同様に令和2年以降は増加傾向にあり、特に子ども・若者や女性の増加が顕著となっています。

このような状況を踏まえ、このたび策定した「福岡県自殺対策計画(第2期)」では、これまでの取組に加え、子ども・若者や女性への対策を明確に掲げ、取り組んでいくこととしています。また、引き続き過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤独・孤立など生きる意欲を阻害する要因を取り除くための相談体制の整備などを行うとともに、他者や地域と交流することで生きる意欲を高めることができる居場所づくりにも積極的に取り組むこととしています。

県では本計画に基づき、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指し、市町村や関係機関・団体の皆さまと連携を図りながら、引き続き自殺対策を総合的・計画的に推進してまいります。県民の皆さまの一層のご理解とご協力をお願いいたします。

結びに、計画の策定に当たり、活発にご議論をいただきました福岡県自殺対策 推進協議会の委員の皆さまをはじめ、ご協力をいただいた皆さまに心から感謝 申し上げます。

令和5年3月

福岡県知事 服部 誠太郎

# 目 次

第1章	計	画0	り根	要																				
1	計画領	策定	の t	趣旨	•	•	•	•	•	•		•	•			•	•	•	•	•	•	•	•	1
2	計画の	の位	置	づけ	٠.	•	•	•				•	•				•	•	•	•	•	•		1
3	自殺	対策	の	基本	理	念																		1
4	計画の	の期	間																					2
5	計画の	の推	進化	本制	١.		•	•									•						•	2
6	数値	目標	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3
第2章	自	殺の	D 罗	梑																				
1	自殺	者数	.	自殺	死	亡	率																	4
2	年齢	階級	別																					5
3	性別					•																		6
4	原因	• 動	機類	别•		•																		7
5	職業別	别•				•																	1	1
6	自殺	未遂	歴(	の有	無	別	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	2
第3章	自	殺対	讨策	€の	課	題	į																	
1	子ど	ŧ.	若	者▪																			1	3
2	女性					•																	1	3
3	労働	者•	経	営者	•																		1	3
4	支援	を必	要。	とす	る	人	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	4
第4章	自	殺対	讨策	€の	基	本	方	ī金	t															
1	生き	るこ	ع.	の包	括	的	な	支	援	ع	し	て	推	進									1	5
2	総合的	的な	対領	策と	し	て	推	進															1	5
3	宝践,	レ政	: 梁 :	を示	i輪	بر	Ι.	7	推	准													1	5

# 第5章 自殺対策における取組

1	総合的な自殺対策の推進・・・・・・・・・・16
2	子ども・若者の自殺対策の推進・・・・・・・19
3	女性の自殺対策の推進・・・・・・・・・24
4	労働者・経営者の自殺対策の推進・・・・・・・26
5	支援を必要とする人の自殺対策の推進・・・・・・2 8
6	評価指標・・・・・・・・・・・・・・・・・33

# 【参考資料】

資料 自殺対策基本法 (平成 18 年法律第 85 号)・・・・・・3 5

本県では、SDGs(持続可能な開発目標)の推進を図っているところです。本計画に基づく取組は、SDGsの「目標3. すべての人に健康と福祉を」の実現に資するものです。



# 第1章 計画の概要

# 1 計画策定の趣旨

平成 18 年 10 月に自殺対策基本法(以下「基本法」という。)が施行、平成 19 年 6 月に「自殺総合対策大綱」(以下「大綱」という。)が策定されました。

本県においても、行政や関係機関、民間団体が連携・協力し、総合的な自殺対策に取り組むため、平成19年1月に福岡県自殺対策連絡協議会を設置しました。

同協議会が取りまとめた報告書や国が平成29年7月に策定した新たな大綱を踏まえ、平成30年3月に「福岡県自殺対策計画」を策定し、関係機関や関係団体と一層の連携を図り、総合的に自殺対策を推進することにより、誰も自殺に追い込まれることのない地域社会の実現を目指してきたところです。

こうした取組の成果もあって、本県の自殺者数は、平成 31 年(令和元年)には 756 人となり、ピーク時(平成 10 年)の 1,369 人と比較して 613 人減少(約 45%減)しました。

しかし、新型コロナウイルス感染症の影響により社会的に孤立する人の増加が指摘されており、令和2年の本県の自殺者数は826人と増加に転じました。このような中、これまでの計画推進の状況を踏まえ、自殺対策の更なる充実を図るべく、このたび、「福岡県自殺対策計画(第2期)」を策定しました。

### 2 計画の位置づけ

「福岡県自殺対策計画(第2期)」(以下「本計画」という。)は、基本法第 13条に基づき、国の大綱及び本県の実情を踏まえた自殺対策を推進するため に策定するものです。

また、福岡県総合計画、福岡県保健医療計画、福岡県健康増進計画(いきいき健康ふくおか21)、福岡県青少年健全育成総合計画(福岡県青少年プラン)などと整合性を図るものとします。

# 3 自殺対策の基本理念

# 〈誰もが自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す〉

自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく様々な社会的要因があることが知られています。このため、自殺対策は、社会における「生きることの阻害要因(自殺リスク要因)」を減らし、「生きることの促進要因(自殺に対する保護要因)」を増やすことを通じて、社会全体の自殺リスクを低下させる方向で

総合的に推進していくことが重要です。

自殺は、その多くが追い込まれた末の死であることや、自殺対策の本質が生きることの支援にあることを改めて確認し、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指します。

# 4 計画の期間

本計画の期間は、令和5年度から令和9年度までの5年間とし、取組の進捗 状況や国の動向などの社会情勢の変化を踏まえ、必要に応じて見直しを行いま す。

# 5 計画の推進体制

# (1) 福岡県自殺対策推進協議会

医療・法律・心理・福祉・経営・労働・報道・民間支援団体等、幅広い関係者が参画する「福岡県自殺対策推進協議会」において、関係者間で協議・検討を行い、総合的・効果的な自殺対策を推進します。

また、庁内における自殺対策推進体制の一層の強化を図るため、関係部局が参画する「自殺対策庁内連絡会議」を通じて、関係部署が連携して自殺対策に取り組みます。

### (2) 福岡県地域自殺対策推進センター

福岡県精神保健福祉センターに設置した「福岡県地域自殺対策推進センター」において、国やその他の関係機関と連携しながら、市町村における自殺対策計画の策定の支援、保健所や市町村等に対する適切な助言や情報提供、自殺に関する専門的な相談の対応、自殺対策の関係者に対する研修などの事業を実施します。

# 6 数値目標

大綱における国の数値目標は、令和8年までに、自殺死亡率を平成27年の18.5と比べて30%以上減少となる13.0以下を目標としています。

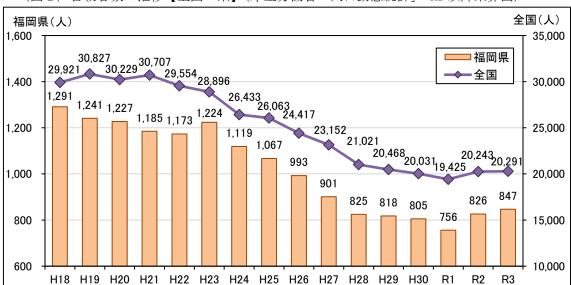
これを踏まえ、本県では県計画(第2期)の最終年である令和9年までに、 平成27年の17.8と比べて30%以上減少となる12.0以下を目標とします。

	基準	現状	目標
	(平成 27 年)	(令和3年)	(令和9年)
自殺死亡率 (人口 10 万人対)	17.8	16.8	12.0以下

# 第2章 自殺の現状

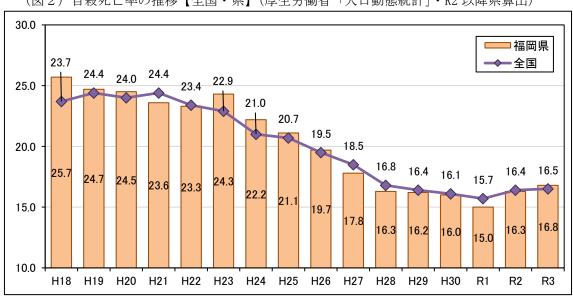
# 1 自殺者数・自殺死亡率

本県の自殺者数は平成24年以降減少傾向が続いていましたが、令和2年に826名と増加に転じ、翌令和3年も847名と増加傾向となっています(図1)。



(図1) 自殺者数の推移【全国・県】(厚生労働省「人口動態統計」・R2 以降県算出)

また、人口 10 万人あたりの自殺者数をあらわす自殺死亡率も自殺者数と同様、令和 2 年に 16.3、令和 3 年に 16.8 と増加が続いています(図 2)。

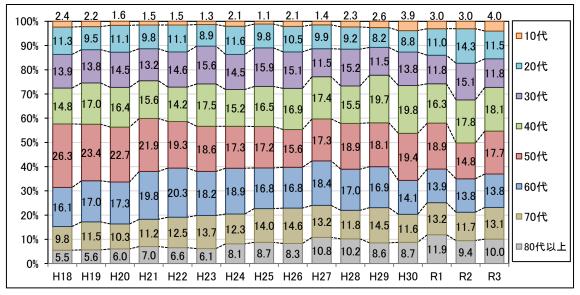


(図2) 自殺死亡率の推移【全国・県】(厚生労働省「人口動態統計」・R2以降県算出)

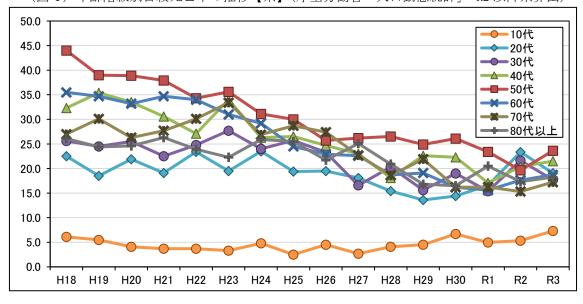
# 2 年齢階級別

令和3年の年齢階級別自殺者の構成割合及び自殺死亡率をみると、前年と比較して10代及び50代の増加が目立っています(図3、図4)。特に10代の自殺者数の増加率は36%と、全年齢階級で最大となっています。

(図3)年齢階級別自殺者の構成割合の推移【県】 (厚生労働省「人口動態統計」・R2以降県算出)



(図4) 年齢階級別自殺死亡率の推移【県】(厚生労働省「人口動態統計」・R2 以降県算出)

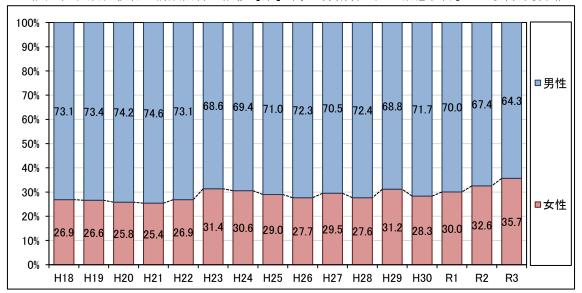


# 3 性別

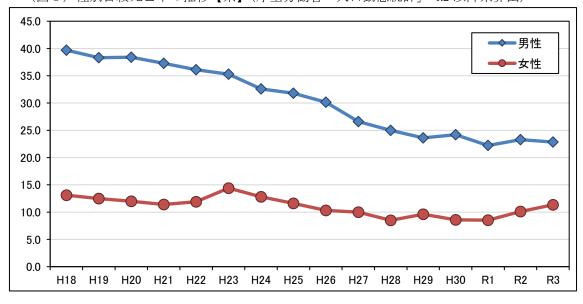
性別自殺者の構成割合及び自殺死亡率をみると、男性の自殺者数が女性を大きく上回って推移しています。

一方、女性の自殺死亡率はこれまで緩やかな減少傾向にありましたが、令和 2年に増加に転じ、令和3年も増加傾向が続いています(図5、図6)。

(図5)性別自殺者の構成割合の推移【県】(厚生労働省「人口動態統計」・R2以降県算出)



(図6)性別自殺死亡率の推移【県】(厚生労働省「人口動態統計」・R2以降県算出)



# 4 原因·動機別

警察統計によると、原因・動機別では、「健康問題」が最も多く、次いで「経済・生活問題」、「家庭問題」、「勤務問題」の順となっています(表 1)。 なお、詳細の内訳は以下のとおりです(図 7~図 11)。

(表1) 年齢階級別×原因動機別自殺者数【県】(平成29年~令和3年合計) (警察庁自殺統計原票データを厚生労働省(自殺対策推進室)において特別集計(自殺日・居住地))

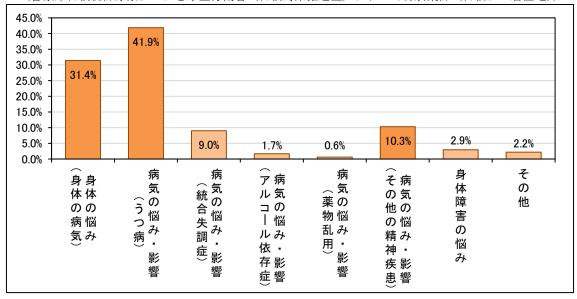
GD \$1#	Λ=I	年齢階級										
原因・動機	合計	~19歳	20~29歳	30~39歳	40~49歳	50~59歳	60~69歳	70~79歳	80歳~	不詳		
合計	5,132	144	581	670	943	966	726	623	479	0		
家庭問題	775	32	75	99	156	140	99	90	84	0		
健康問題	2,319	32	154	234	334	409	403	417	336	0		
経済・ 生活問題	969	7	117	146	223	250	143	62	21	0		
勤務問題	481	4	79	97	140	116	37	6	2	0		
男女問題	236	11	80	69	44	19	9	3	1	0		
学校問題	85	42	41	2	0	0	0	0	0	0		
その他	267	16	35	23	46	32	35	45	35	0		
不詳	674	34	100	97	113	108	102	72	48	0		

注)遺書等の自殺を裏付ける資料により明らかに推定できる原因・動機を自殺者一人につき3つまで計上可能としているため、原因・動機特定者の原因・動機別の和と原因・動機特定者数とは一致しない。

# (1)健康問題

健康問題の内訳を見ると、「病気の悩み・影響(うつ病)」が最も多く、次いで「身体の悩み(身体の病気)」、「病気の悩み・影響(その他の精神疾患)」の順となっています。

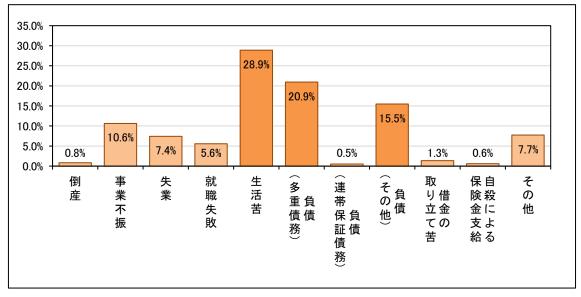
(図7) 原因動機別「健康問題」の内訳【県】(平成29年~令和3年合計) (警察庁自殺統計原票データを厚生労働省(自殺対策推進室)において特別集計(自殺日・居住地))



# (2)経済・生活問題

経済・生活問題の内訳を見ると、「生活苦」が最も多く、次いで「負債(多重債務)」、「負債(その他)」の順となっています。

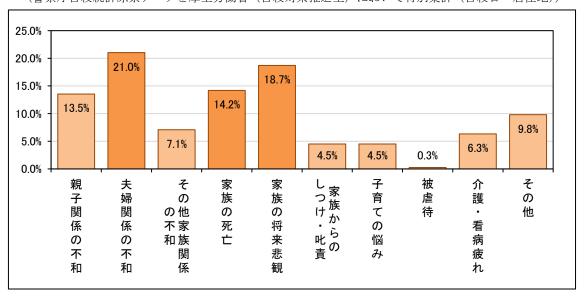
(図8) 原因動機別「経済・生活問題」の内訳【県】(平成29年~令和3年合計) (警察庁自殺統計原票データを厚生労働省(自殺対策推進室)において特別集計(自殺日・居住地))



# (3) 家庭問題

家庭問題の内訳を見ると、「夫婦関係の不和」が最も多く、次いで「家族の将来悲観」、「家族の死亡」の順となっています。

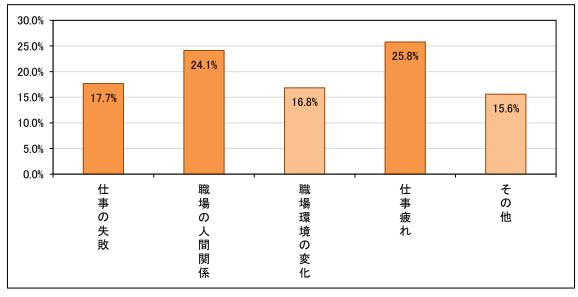
(図9) 原因動機別「家庭問題」の内訳【県】(平成29年~令和3年合計) (警察庁自殺統計原票データを厚生労働省(自殺対策推進室)において特別集計(自殺日・居住地))



# (4) 勤務問題

勤務問題の内訳を見ると、「仕事疲れ」が最も多く、次いで「職場の人間関係」、「仕事の失敗」の順となっています。

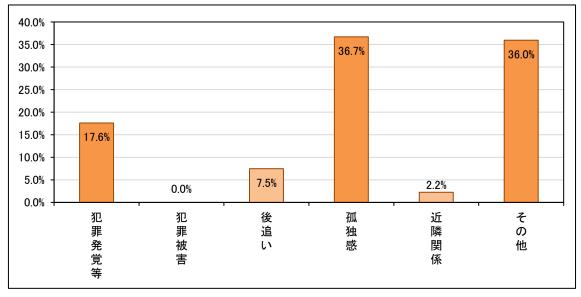
(図 10) 原因動機別「勤務問題」の内訳【県】(平成 29 年~令和 3 年合計) (警察庁自殺統計原票データを厚生労働省(自殺対策推進室)において特別集計(自殺日・居住地))



# (5) その他

その他の内訳を見ると、「孤独感」が最も多く、次いで「その他」、「犯罪発 覚等」の順となっています。

(図 11) 原因動機別「その他」の内訳【県】(平成 29 年~令和 3 年合計) (警察庁自殺統計原票データを厚生労働省(自殺対策推進室)において特別集計(自殺日・居住地))



# 5 職業別

職業別では、「被雇用人・勤め人」、「無職者(その他)」、「年金・雇用保険等生活者」の順となっています(表2)。

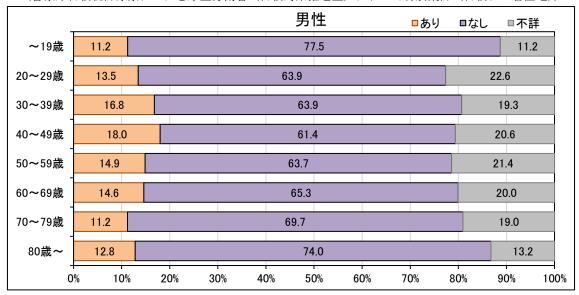
(表2) 年齢階級別×職業別自殺者数【県】(平成29年~令和3年合計) (警察庁自殺統計原票データを厚生労働省(自殺対策推進室)において特別集計(自殺日・居住地))

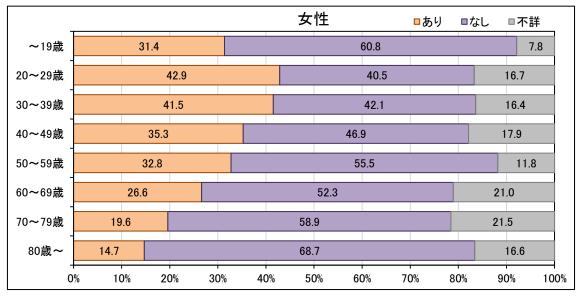
職業		<b>∧=</b> 1	年齡階級										
	城耒	合計	~19歳	20~29歳	30~39歳	40~49歳	50~59歳	60~69歳	70~79歳	80歳~	不詳		
	合計	4,380	140	495	570	763	780	638	566	428	0		
自営	常·家族従事者	317	2	9	46	71	79	66	30	14	0		
被〕	雇用人・勤め人	1,304	24	232	274	331	299	97	41	6	0		
É	学生·生徒等	183	100	78	3	1	0	0	1	0	0		
	主婦	261	0	8	23	39	79	68	30	14	0		
無	失業者	135	0	21	19	39	42	13	1	0	0		
職者	年金·雇用保険 等生活者	872	0	5	17	41	41	187	302	279	0		
	その他	1,268	14	140	181	231	229	199	160	114	0		
	不詳	40	0	2	7	10	11	8	1	1	0		

# 6 自殺未遂歴の有無別

自殺者のうち自殺未遂歴の状況をみると、男性と比べて女性は自殺未遂歴「あり」の割合が多くなっています。特に、20歳代及び30歳代の女性において、自殺者のうち40%以上が自殺未遂歴「あり」となっています(図12)。

(図 12) 自殺未遂歴の有無別自殺者数の構成割合【県】(平成 29 年~令和 3 年合計) (警察庁自殺統計原票データを厚生労働省(自殺対策推進室)において特別集計(自殺日・居住地))





# 第3章 自殺対策の課題

福岡県は自殺対策に取り組むため、平成30年3月には自殺対策基本法の改正を踏まえ、「福岡県自殺対策計画」を策定し、関係機関や関係団体と一層の連携を図り、総合的に自殺対策を推進してきました。

こうした取組の成果もあって、本県の自殺者数は、平成 31 年(令和元年)には 756 人となり、ピーク時(平成 10 年)の 1,369 人と比較して 613 人減少(約 45%減)しました。

しかしながら、昨今、新型コロナウイルス感染症の影響により社会的に孤立 する人が増加するなど、新たな課題も生じています。

これらの課題に対応しながら、『誰も自殺に追い込まれることのない地域社会の実現』を目指すため、本計画に基づき、自殺対策の更なる充実を図ります。

### 1 子ども・若者

令和2年版保健統計年報(福岡県)によると、本県の15歳から39歳までの 死因第1位は自殺です。また、厚生労働省人口動態統計によると、本県の令和 3年の自殺者数増加率は、全年代のうち10代が最大(36%)であるなど、子 ども・若者の自殺対策が喫緊の課題となっています。

このため、学校におけるいじめ・不登校対策に加え、オーバードーズ(市販薬などの乱用を意味する薬の過剰摂取)などメンタルヘルス上の問題に対応できるよう、若年層が利用しやすい相談体制の充実等を図る必要があります。

### 2 女性

厚生労働省人口動態統計によると、令和2年時点で本県の男性自殺者数は減少傾向にある一方、女性の自殺者数は令和2年から増加傾向が続いており、女性に対する自殺対策の充実が求められています。

このため、産後うつやDV等、困難な問題を抱える女性を支援する必要があります。

# 3 労働者・経営者

近年、過労やパワーハラスメント等の労働問題を一因とする自殺が深刻な社会問題となっており、国は令和3年7月に「過労死等の防止のための対策に関する大綱」を定めるなど、本県においても労働者・経営者に対する自殺対策を推進する必要があります。

このため、経営や労働等の問題に対する相談体制の充実や、ワーク・ライフ・バランスを推進する取組などが必要となります。

# 4 支援を必要とする人

自死遺族や多重債務者、介護者、生活困窮者、性的少数者等、困難な問題を 抱える人に対する相談体制の整備や支援の充実が求められます。

このため、救急医療機関と精神科医療機関をはじめとする関係機関の連携や、個別の問題に対応する相談体制の整備等を進めます。

# 第4章 自殺対策の基本方針

# 1 生きることの包括的な支援として推進

自殺は、その多くが追い込まれた末の死であることや、自殺対策の本質が生きることの支援にあることを改めて確認し、自殺対策を生きることの包括的な支援として、社会全体の自殺リスクを低下させるとともに、一人ひとりの生活を守るという姿勢で自殺対策を推進します。

### 2 総合的な対策として推進

自殺は、健康問題、経済・生活問題、人間関係の問題のほか、地域・職場の 在り方の変化など様々な要因とその人の性格傾向、家族の状況、死生観などが 複雑に関係しています。

また、自殺対策の推進にあたっては、地域における一体的な支援体制の整備 や、様々な分野における自殺対策との連携、特に精神保健医療福祉施策や孤独・ 孤立対策との連携強化が求められています。

このため、様々な分野の支援にあたる人々が、自殺対策の一翼を担っているという意識を共有し、一体的に取り組むことで総合的な自殺対策を推進します。

### 3 実践と啓発を両輪として推進

国の調査によると、国民のおよそ 10 人に 1 人が「最近 1 年以内に自殺を考えたことがある」と回答するなど、自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」です。

こうした危機に陥った人の心情や背景は理解されにくい現実があり、そうした心情や背景への理解を深めることも含めて、危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適当であるということが、地域全体の共通認識となるように積極的に普及啓発を行うことが重要です。

すべての県民が、身近な人の変化に早く気づき、精神科医等の地域の支援者につなぎ、その支援を受けながら見守っていけるよう、実践と啓発の両輪で自 殺対策を推進します。

# 第5章 自殺対策における取組

1 総合的な自殺対策の推進

# (1) 市町村の取組の支援

① 福岡県精神保健福祉センターに設置した「福岡県地域自殺対策推進センター」において、国やその他の関係機関と連携を図りながら、市町村や保健所等を対象に説明会等の開催や適切な助言、情報提供を行い、市町村における自殺対策計画の策定を支援します。

【こころの健康づくり推進室、福岡県地域自殺対策推進センター】

② 市町村における効果的な自殺対策を推進するため、国の調査研究等 自殺対策に関する情報を収集し、市町村へ情報提供を行います。

【こころの健康づくり推進室、福岡県地域自殺対策推進センター】

# (2) 広報啓発

- ② 自殺予防や心の悩み、多重債務、労働上の問題、DV等の様々な悩み に関する相談窓口の周知を強化します。【こころの健康づくり推進室】
- ③ インターネット上で自殺をほのめかしたり、自殺手段等を検索したりする人を対象に、「死にたい」などの自殺関連語句を検索すると、画面に相談窓口の広告が表示される検索連動型広告を実施し、相談窓口への誘導を行います。 【こころの健康づくり推進室】

# (3)人材の育成

① 広く県民を対象としたゲートキーパー※1 を養成します。併せて、指導者となる人材を養成・登録し、各地域においてゲートキーパーを養成できる体制整備を進めます。

【こころの健康づくり推進室、福岡県地域自殺対策推進センター】

② ゲートキーパーを対象に活動における悩みや効果的な支援方法を相談・共有できるよう交流会を行い、質の向上に努めます。

【こころの健康づくり推進室、福岡県地域自殺対策推進センター】

- ③ かかりつけ医がうつ病を早期に発見し、適切な医療に結びつけるための研修を行います。 【こころの健康づくり推進室】
- ④ 地域で自殺対策に取り組む関係者に対し、人材育成の研修等を開催します。

【こころの健康づくり推進室、福岡県地域自殺対策推進センター】

# (4) 相談体制の整備

- ① 電話相談窓口「ふくおか自殺予防ホットライン」やSNS相談窓口「きもち よりそうライン@ふくおかけん」において、自殺を考えている人からの相談に対応します。 【こころの健康づくり推進室】
- ② 自殺を考えている人の電話相談を実施している、「福岡いのちの電話」や「北九州いのちの電話」と連携し、相談員の確保や研修等の支援を行い、相談体制の充実を図ります。 【こころの健康づくり推進室】
- ③ 市町村や医療機関等と連携し、県民の様々なメンタルヘルスに関する相談に対応します。また、地域の社会資源を把握し、必要に応じ適切な支援機関や医療機関につなげます。

【こころの健康づくり推進室、福岡県地域自殺対策推進センター】

<sup>※1</sup> ゲートキーパー:悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につな げ、見守る人のこと(出典:内閣府「誰でもゲートキーパー手帳【第二版】」)

# (5) 居場所づくり

① 生きづらさや孤独・孤立の気持ちを抱える人が、他者や地域と交流することで、生きる意欲を高めることができるよう、オンラインでの取組も含めて、居場所づくりを推進します。【こころの健康づくり推進室】

# (6) 民間団体との連携

① 自殺対策に取り組む民間団体等との連携を進め、必要に応じて支援します。 【こころの健康づくり推進室】

### (7) 自殺未遂者等の支援体制の整備

- ① 自殺ハイリスク者を包括的に支援するため、救急医療機関や精神科 医療機関をはじめとする関係機関等による「地域ハイリスク者支援連 携強化会議」により体制を整備します。 【こころの健康づくり推進室】
- ② 自殺未遂者が精神科医療等の支援を受けることができるよう、救急 医療機関と精神科医療機関の連携を進めるための研修を行います。

【こころの健康づくり推進室】

③ インターネット上の自殺予告事案に対して、該当者を調査・捜索した 上、安否確認を行うことで、未然防止に努めます。

【警察本部生活安全部人身安全対策課】

# 2 子ども・若者の自殺対策の推進

# (1) 児童生徒に対する教育

① 自分や周りの人が困難・ストレスに直面した時の対処方法を身に付けさせるための教育を推進します。

【私学振興課、高校教育課、義務教育課、特別支援教育課】

② いじめを生まないよう、豊かな人間性の育成に向けた教育活動を推進します。【私学振興課、高校教育課、義務教育課、特別支援教育課】

# (2) 教職員等に対する普及啓発

- ① 教職員が自殺予防の基礎知識について理解するよう研修会等を行います。 【私学振興課、高校教育課、義務教育課、特別支援教育課】
- ② 教職員に対し、カウンセリング能力を向上させるため、校内研修を行います。 【私学振興課、高校教育課、義務教育課、特別支援教育課】
- ③ 性的少数者が安心して学校生活を送れるよう、教職員研修を行い、教職員の適切な理解を促すとともに、必要な支援及び相談体制の充実を図ります。

【私学振興課、高校教育課、義務教育課、特別支援教育課、人権・同和教育課】

④ 青少年の相談、補導活動等の業務に携わる職員の資質向上と、相互の情報交換を目的とした研修会を開催します。 【青少年育成課】

### (3)相談体制の整備

- ② SNS相談窓口「児童生徒の悩み相談窓口」において、いじめを含め 様々な悩みを抱える児童生徒からの相談に応じます。

【私学振興課、高校教育課、義務教育課、特別支援教育課】

③ スクールカウンセラー等を活用し、学校における相談体制の充実を 図ります。

【私学振興課、高校教育課、義務教育課、特別支援教育課、体育スポーツ健康課】

- ④ 学校だけでは対応困難な事情を持つ生徒・保護者への支援を強化するために、スクールカウンセラー等を配置し、地域との連携・協力により学校不適応やいじめを防止するための積極的な生徒指導や支援等を行います。【私学振興課、高校教育課、義務教育課、特別支援教育課】
- ⑤ 保護者や地域住民、関係機関等と連携の上、自殺予防に関する見守り 活動やネットパトロールの強化を実施するよう働きかけます。

【私学振興課、高校教育課、義務教育課、特別支援教育課】

### (4) インターネット適正利用の推進

① インターネットは、匿名で情報を発信でき、安易に他人の人格や行動を攻撃するような事案が見られるため、講演会や県民講座等を開催し、インターネット上の誹謗中傷等の防止のための啓発を行います。

【人権・同和対策局調整課】

- ② インターネット上の誹謗中傷やいじめ等の防止のための啓発を促進します。 【私学振興課、高校教育課、義務教育課、特別支援教育課】
- ③ 「福岡県青少年健全育成条例」に基づき、青少年が安全かつ安心して インターネットを利用できる環境をつくるために、フィルタリングや インターネットの適切な利用について県民や事業者に対して広報・啓 発活動を行います。 【青少年育成課】

④ SNS等を介したいじめ等のトラブルから青少年を守るため、教育機関、通信事業者等と連携し、青少年が主体的にルール・マナーを学ぶ取組、情報モラル※2等を身に付けさせる指導の充実、家庭でのスマートフォン等の情報端末のルールづくり等を推進します。

【青少年育成課】

⑤ ネットトラブルを抱える子どもを早期に支援するため、匿名で相談できる窓口を設置します。また、誹謗中傷など法的知識を要する相談に対して、弁護士相談の費用を支援します。 【青少年育成課】

# (5) いじめ・不登校対策

① 「福岡県いじめ防止基本方針」及び「福岡県いじめ問題総合対策」に 基づき、いじめの防止、正確な認知等の取組を更に推進します。

【私学振興課、高校教育課、義務教育課、特別支援教育課】

② スクールカウンセラー等を活用し、一人ひとりの不登校の背景・原 因・課題に応じた支援の充実を図ります。

【私学振興課、高校教育課、義務教育課、特別支援教育課】

- ③ 小・中学校の不登校児童生徒が利用する教育支援センター等の指導体制整備、学習・社会体験等に対する支援を行います。【義務教育課】
- ④ 高等学校の不登校生徒等に学習の場を提供し、学業の継続を支援するため、学習支援センターの支援を行います。 【私学振興課】
- ⑤ 不登校の児童生徒への支援をフリースクールやNPO法人等と連携して行います。 【高校教育課、義務教育課】
- ⑥ 福岡県立大学「不登校・ひきこもりサポートセンター」において、不 登校・ひきこもりの子ども、保護者や学校関係者等に対する専門的な相 談・情報発信などの支援を行います。【政策課】

<sup>※2</sup> 情報モラル:情報社会で適切に行動するための基本となる考え方や態度

⑦ 福岡県立大学において、学校関係者によるネットワーク会議を設置 し、不登校の子どもの社会的自立支援や不登校の未然防止、不登校対策 に関わる人材育成等を行います。 【政策課】

# (6) 児童虐待対策

- ① 児童相談所において、24 時間 365 日いつでも子どもや家庭からの電話相談を受けるとともに、必要に応じて子どもの安全確認や保護など適切に対応できるよう体制を整備します。 【児童家庭課】

# (7) 困難な問題を抱える子ども・若者

- ① 心に不安や悩みをもつ児童生徒及び子育てに悩みを抱える保護者等を対象に、「子どもホットライン 2 4」を設置し、24 時間体制で電話相談を実施します。 【義務教育課】
- ② 身近な人が亡くなった場合の相談をスクールカウンセラー等多様な 専門スタッフを活用して行います。

【私学振興課、高校教育課、義務教育課、特別支援教育課】

- ③ おおむね 39 歳までの若者を対象に、円滑な就職を促進するために、「福岡県若者就職支援センター」において、個別就職相談や合同企業説明会等を行います。 【労働政策課】
- ④ 進路が決まっていない高校中退者等、困難を抱える若者を適切な支援機関につなぐ相談窓口を設置し、若者の就学や職業的な自立を促します。 【青少年育成課】

- ⑤ 「女性に対する暴力をなくす運動」期間(11月12日から25日まで)において、DVに対する正しい理解を推進するとともに、相談窓口を周知します。また、若年層に対して交際相手からの暴力や性暴力について啓発します。 【男女共同参画推進課】
- ⑥ すべての子どもたちが質の高い教育を受け、能力や可能性を最大限 伸ばしてそれぞれの夢に挑戦できるよう就労や学資の援助、学習支援 など教育に関する支援を行います。

【私学振興課、財務課、社会教育課】

- ⑦ 子ども支援オフィスにおいて、貧困の状況にある又は貧困の状況に 陥るおそれのある子ども及び保護者に対するワンストップかつアウト リーチ(出張訪問)型の相談支援を行い、関係機関と連携しながら包括 的な支援を提供します。【保護・援護課】
- ⑨ ヤングケアラーを早期に把握し必要な支援につなぐため、広報啓発 や研修を通してヤングケアラーの社会的認知度の向上を図るとともに、 市町村や関係機関との連携の下、ヤングケアラーへの支援に取り組み ます。【児童家庭課】
- ⑩ 社会的養護の下で育った子ども等に対する継続的な相談支援や状況 把握を行う専任職員の配置を進め、施設等における自立支援機能の充 実を図ります。また、NPO法人を活用し、心理支援等の専門スキルを 持つスタッフが、施設等に入所中から退所後まで一貫した相談や生活 支援、就業支援等を行うとともに、退所した子どもたちが集うことができる場を提供します。 【児童家庭課】

# 3 女性の自殺対策の推進

# (1) 妊産婦

- ① 妊娠期から子育で期、思春期の様々な悩みや不安に対し、専門職が電話・メール相談に応じることにより、相談者の悩みや不安の軽減を図ります。 【健康増進課】
- ② 産後うつの予防と早期発見、早期支援のため、市町村における産後うつのスクリーニングを推進します。 【健康増進課】
- ③ 産後に心身の不調又は育児不安等を抱える人に対して、心身のケアや育児サポート等を行うため、市町村における産後ケア事業を推進します。 【健康増進課】

### (2) 困難な問題を抱える女性

- ① 福岡県男女共同参画センター「あすばる」において、女性が抱える様々な悩みについて、相談に応じます。 【男女共同参画推進課】
- ② 困難な問題を抱える女性を対象に、街頭での声掛けなどのアウトリーチ支援や電話・メール等による相談、安心・安全な居場所の提供、公的機関への同行支援等を行います。 【男女共同参画推進課】
- ③ 「女性に対する暴力をなくす運動」期間(11月12日から25日まで)において、DVに対する正しい理解を推進するとともに、相談窓口を周知します。また、若年層に対して交際相手からの暴力や性暴力について啓発します。(再掲) 【男女共同参画推進課】
- ④ DV被害者の保護・自立のために、配偶者暴力相談支援センターで必要な情報提供や支援を行います。 【男女共同参画推進課】

- ⑥ セクシャルハラスメントやマタニティハラスメント、パタニティハラスメント\*3 等を防止するための事業主の責務等について、研修会やメールマガジンで周知することにより、職場におけるハラスメント防止対策を促進します。 【新雇用開発課】
- ⑦ 子育て女性就職支援センターにおいて、就職相談から就職支援・保育情報の提供、就職あっせんまできめ細かな就職支援を一貫して行います。 【新雇用開発課】
- ⑧ ひとり親家庭等に対し、就業に関する相談から自立支援プログラムの策定、就業支援講習会の開催、ハローワーク等と連携した求人情報の提供まで一貫した就業支援を行うほか、養育費相談にも応じます。

【児童家庭課】

<sup>※3</sup> パタニティハラスメント:職場において行われる上司・同僚からの言動(育児休業等の利用に関する言動)により、育児休業等を申出・取得した男性労働者の就業環境が害されること

# 4 労働者・経営者の自殺対策の推進

# (1) 職場におけるメンタルヘルス対策

① 職場におけるメンタルヘルスの維持増進のため、企業の健康管理担当者を対象に講演会を開催します。

【福岡県地域自殺対策推進センター】

② 労働者、経営者、人事労務担当者等を対象に、メンタルヘルス対策等の労務管理や職場環境の改善をテーマとする労働教育講座、労働経営セミナーを行います。 【労働政策課】

### (2) ハラスメント対策

- ① 労働者、使用者双方に対して、職場でのいじめやパワーハラスメント等労働問題の解決のため、労働相談やあっせんによる支援等を行い、安心して働くことができる職場環境の整備を推進します。【労働政策課】
- ② セクシャルハラスメントやマタニティハラスメント、パタニティハラスメント等を防止するための事業主の責務等について、研修会やメールマガジンで周知することにより、職場におけるハラスメント防止対策を促進します。(再掲) 【新雇用開発課】

### (3) 働きやすい職場づくり

- ① 「働き方改革」の一層の普及啓発を図るため、「働き方改革実行企業 (よかばい・かえるばい企業)」※4を増やすとともに、その取組事例を 見える化し、他の企業に広めていきます。 【労働政策課】
- ② 誰もが仕事と子育て、介護を両立でき、働き続けることができるように「子育て応援宣言企業」「介護応援宣言企業」登録制度※5の取組を推進します。 【新雇用開発課】

<sup>※4 「</sup>働き方改革実行企業(よかばい・かえるばい企業)」: 若者、女性、高齢者など多様な人材が 多様な働き方を選択でき、その意欲と能力を発揮できる「魅力ある職場づくり」を目指して、県内企業が働き方を見直すための取組を宣言し実行するもの

<sup>※5 「</sup>子育て応援宣言企業」「介護応援宣言企業」登録制度:企業の経営者が従業員の仕事 と子育て、介護の両立を応援する取組を自主的に宣言し、県が登録する制度

# (4) 中小企業・小規模事業者支援

① 商工会・商工会議所等が実施する中小企業や小規模事業者の経営課題解決のための専門家派遣事業や経営指導員による経営指導や相談事業を支援します。 【中小企業振興課】

# 5 支援を必要とする人の自殺対策の推進

# (1) 自死遺族等

① 自死遺族等を対象とした相談に応じます。また、自死遺族の自助グループとの連携を図り、その活動を支援します。

【福岡県地域自殺対策推進センター】

- ② 自死遺族等のための法律相談を行い、法的問題の解決に向けた支援を行います。 【福岡県地域自殺対策推進センター】
- ③ 自死遺族等への支援技術の向上と連携を図るため、関係機関等を対象とした研修を行います。また、リーフレットを作成し、相談窓口等の周知を図ります。 【福岡県地域自殺対策推進センター】
- ④ 警察職員を対象とした各種教養等の充実を図り、遺族等に寄り添った適切な対応等に努めます。 【警察本部総務部被害者支援・相談課】

# (2)精神疾患患者等

① アルコール健康障がい、ギャンブル等依存症、薬物依存症について、 各県計画に基づき、関係機関と連携し、依存症対策を推進します。

【こころの健康づくり推進室、薬務課】

### (3) がん患者等

# (4)被災者

- ① 被災者及びその支援者の心のケアを行うため、DPAT(災害派遣精神医療チーム)の体制整備を行います。【こころの健康づくり推進室】
- ② 被災者等の健康管理支援を行うため、市町村や保健所、他県、国等と連携し、必要に応じ、保健師等を被災地へ派遣します。【健康増進課】

# (5) 多重債務者

# (6)無職者・失業者

① 一定期間無業の状態にある若者が、職業的自立をするために、「若者サポートステーション」において、心理相談や就労体験等を行います。

【労働政策課】

- ② おおむね 39 歳までの若者を対象に、円滑な就職を促進するために、「福岡県若者就職支援センター」において、個別就職相談や合同企業説明会等を行います。(再掲) 【労働政策課】
- ③ おおむね 40 歳から 64 歳までの中高年求職者が、早期に再就職できるよう、「中高年就職支援センター」において、個別就職相談や職業紹介等を行います。 【労働政策課】
- ④ 子育て女性就職支援センターにおいて、就職相談から就職支援・保育情報の提供、就職あっせん等きめ細かな就職支援を一貫して行います。 (再掲) 【新雇用開発課】

# (7)介護者

- ① 介護支援専門員を対象に、要介護者やその家族の希望等を考慮し、適切なケアプランを作成できるよう、その専門性の向上を図るための研修を行います。 【高齢者地域包括ケア推進課】
- ② 家族介護者への相談支援を行う地域包括支援センターが円滑に運営されるよう、市町村に対して財政支援を行うとともに、職員の資質向上のための研修を行います。 【高齢者地域包括ケア推進課】

③ 家族介護者の日頃の心身の疲れを回復するため、市町村における家族介護者同士の交流事業等を支援します。

【高齢者地域包括ケア推進課】

# (8) ひきこもり

- ① 「ひきこもり地域支援センター」において、ひきこもり本人・家族の相談や支援を行います。 【こころの健康づくり推進室】
- ② より身近な地域で相談ができ、支援が受けられるよう、市町村におけるひきこもり支援体制の整備を推進します。

【こころの健康づくり推進室】

- ③ 福岡県立大学「不登校・ひきこもりサポートセンター」において、不 登校・ひきこもりの子ども、保護者や学校関係者等に対する専門的な相 談・情報発信などの支援を行います。(再掲) 【政策課】
- ④ 進路が決まっていない高校中退者等、困難を抱える若者を適切な支援機関につなぐ相談窓口を設置し、若者の就学や職業的な自立を促します。(再掲) 【青少年育成課】

### (9) DV・性暴力被害者

- ① DV被害者の保護・自立のために、配偶者暴力相談支援センターで必要な情報提供や支援を行います。(再掲) 【男女共同参画推進課】
- ② 男性や性的少数者のDV被害者の相談窓口を設置し、多様な被害者からの相談に応じ、問題解決のための支援を行います。

【男女共同参画推進課】

③ 性暴力被害者が安心して相談でき、必要な支援を迅速に受けることができるよう、「性暴力被害者支援センター・ふくおか」で被害直後から総合的な支援を行います。(再掲) 【生活安全課】

# (10) 生活困窮者

① 生活困窮者の自立を促進するため、自立相談支援機関において相談 に応じ、関係機関と連携して、必要な支援を行います。

【保護・援護課】

- ② 子ども支援オフィスにおいて、貧困の状況にある又は貧困の状況に 陥るおそれのある子ども及び保護者に対するワンストップかつアウト リーチ(出張訪問)型の相談支援を行い、関係機関と連携しながら包括 的な支援を提供します。(再掲) 【保護・援護課】
- ③ すべての子どもたちが質の高い教育を受け、能力や可能性を最大限 伸ばしてそれぞれの夢に挑戦できるよう就労や学資の援助、学習支援 など教育に関する支援を行います。(再掲)

【私学振興課、財務課、社会教育課】

# (11) 子育て中の保護者

- ① 妊娠期から子育で期にわたる様々なニーズに対して総合的相談支援を行う子育で世代包括支援センターの効果的な運営支援のほか、子育での孤立感、負担感の解消を図るよう地域の子育で応援体制づくりを進めます。 【健康増進課、子育で支援課、児童家庭課】
- ② ひとり親家庭や障がいのある人、生活困窮者等に対し、各種手当の支給、資金の貸付等の経済的支援を行います。

【児童家庭課、障がい福祉課、保護・援護課】

- ③ ひとり親家庭等に対し、就業に関する相談から自立支援プログラムの策定、就業支援講習会の開催、ハローワーク等と連携した求人情報の提供まで一貫した就業支援を行うほか、養育費相談にも応じます。(再掲) 【児童家庭課】
- ④ 児童虐待の未然防止や早期発見を図るため、子育てに悩む保護者や 虐待を受けている子どもが相談しやすいSNSを活用した相談窓口を 設置します。(再掲) 【児童家庭課】

⑤ 保護者に対し、職業訓練や就職の相談・あっせん、学び直し支援等の 就労支援を行います。 【職業能力開発課】

# (12) 性的少数者

- ① 性的指向や性自認を理由とした偏見や差別をなくし、性的少数者が 安心して生活し、活躍できるよう、性の多様性に関する正しい理解と認 識を深めるための啓発を行います。 【人権・同和対策局調整課】
- ② 福岡県弁護士会、福岡市と連携して、性的少数者やその周りの人の相談に無料で応じるLGBT専門の電話相談を実施します。

【人権·同和対策局調整課】

③ 性的少数者が直面している社会生活上の障壁をなくすために、「福岡県パートナーシップ宣誓制度」を実施します。また、市町村、民間企業等の理解を促進し、利用可能なサービスの拡充を図ります。

【人権・同和対策局調整課】

④ 男性や性的少数者のDV被害者の相談窓口を設置し、多様な被害者からの相談に応じ、問題解決のための支援を行います。(再掲)

【男女共同参画推進課】

⑤ 性的少数者が安心して学校生活を送れるよう、教職員研修を行い、教職員の適切な理解を促すとともに、必要な支援及び相談体制の充実を図ります。(再掲)

【私学振興課、高校教育課、義務教育課、特別支援教育課、人権・同和教育課】

⑥ 性的指向・性自認等に起因して、心に不安や悩みを持つ児童生徒及び 子育てに悩みを抱える保護者の相談に24時間体制で電話相談を実施し ます。 【義務教育課】

# 6 評価指標

施策		評価指標	現状値 (年度)	目標値 (年度)	担当課
	(1)市町 村の取組の 支援	市町村自殺対策担当者会議開催回数	1回/年 (R3年度)	1 回以上/年 (R9 年度)	福岡県地域 自殺対策推 進センター
1 総合的な自殺対策の推進	(3)人材の育成	ゲートキーパー養成研修登録者数(精神保健福祉センター実施分)	118名 (R3年度)	500 名(累計) (R9 年度)	こころの健 康づくり推 進室
		ゲートキーパー指導者養成 研修登録者数	24名 (R3年度)	100 名(累計) (R9 年度)	こころの健 康づくり推 進室
策の推進	(7)自殺 未遂者等の 支援体制の 整備	ハイリスク者支援連携強化 会議開催回数	7 保健所圏域 (R3 年度)	9 保健所圏域/年 (R9 年度)	こころの健 康づくり推 進室
		自殺未遂者支援研修開催回 数	4 保健所圏域 (R3 年度)	4 保健所圏域/年 (R9 年度)	こころの健 康づくり推 進室
	(3)相談 体制の整備	スクールカウンセラーの配 置率(小学校)	100% (R3 年度)	100% (R7 年度)	義務教育課
		スクールカウンセラーの配 置率(中学校)	100% (R3 年度)	100% (R7 年度)	義務教育課
2	(5)いじ め・不登校 対策	相談・指導等を受けていない 不登校児童生徒の割合〔公立 小中学校〕	42.7% (R3 年度)	33.0%以下 (R8 年度)	義務教育課
子ども・若者の		不登校から継続して登校で きるようになった児童生徒 の割合 [公立小中学校]	39.3% (R3 年度)	38.0% (R8 年度)	義務教育課
1の自殺対策の推進		相談・指導等を受けていない 不登校生徒の割合 [県立高等 学校]	48.8% (R3 年度)	50.0%以下 (R8 年度)	高校教育課
		不登校から継続して登校で きるようになった生徒の割 合[県立高等学校]	66.7% (R3 年度)	65.0% (R8 年度)	高校教育課
	(7)困難 を抱える子 ども・若者	生活保護世帯に属する子ど もの高等学校等進学率	92.6% (R3 年度)	94.5% (R7 年度)	保護・援護 課
		生活保護世帯に属する子ど もの高等学校等中退率	4.3% (R3 年度)	3.8%以下 (R7 年度)	保護・援護 課

	I	T T	1		<del>                                     </del>
3 女性の自殺対策の推進	(1)妊産 婦	産後ケア事業実施市町村数	43 市町村 (累計) (R3 年度)	60 市町村 (累計) (R8 年度)	健康増進課
	(2)困難 な問題を抱 える女性	デートDVに対する認識度 【若年層(18~29 歳)】	50.0% (R1 年度)	75% (R7 年度)	男女共同参画推進課
		DV相談窓口についての周 知度	74.7% (R1 年度)	90% (R7 年度)	男女共同参画推進課
4 労働者・経営者の自殺対策の推進	(3)働き やすい職場 づくり	働き方改革実行事業(よかば い・かえるばい企業)の新規 登録社数	184 社/年 (R3 年度)	1,500 社 (5 年間累計) (R8 年度)	労働政策課
	(4)中小 企業・小規 模事業者支 援	商工会議所・商工会の経営指 導員による巡回・窓口指導に よる経営改善等指導件数	197, 626 件 (R2 年度)	198, 000 件 (R6 年度)	中小企業振興課
	(1)自死 遺族等	自死遺族支援関係者研修会 回数	1 回/年 (R3 年度)	1 回/年 (R9 年度)	福岡県地域 自殺対策推 進センター
	(2)精神 疾患患者等	依存症専門医療機関 (アルコール健康障がい) が1か所以上ある保健医療圏域数	9 圏域 (R3 年度)	13 圏域 (R8 年度)	こころの健 康づくり推 進室
5 支援を	(6)無職 者・失業者	若者就職支援センター就職 率	73.4% (R3 年度)	80.0% (R8 年度)	労働政策課
必要とする		若者就職支援センター就職 者の正規雇用率	89.7% (R3 年度)	90.0% (R8 年度)	労働政策課
支援を必要とする人の自殺対策の推進		中高年就職支援センター就 職率	57.3% (R3 年度)	63.0% (R8 年度)	労働政策課
		子育て女性就職支援センタ 一就職者数	372 人 (R3 年度)	5,000 人 (5 年間累計) (R8 年度)	新雇用開発課
	(8) ひき こもり	ひきこもり相談窓口を設置 している市町村数	45 市町村 (R3 年度)	58 市町村 (R9 年度)	こころの健 康づくり推 進室
	(11) 子育 て中の保護 者	ひとり親サポートセンター 登録者の就職率	62.7% (R2 年度)	79.5% (R8 年度)	児童家庭課

# 資料 自殺対策基本法 (平成 18 年法律第 85 号)

目次

第一章 総則(第一条—第十一条)

第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等(第十二条一第十四条)

第三章 基本的施策 (第十五条—第二十二条)

第四章 自殺総合対策会議等(第二十三条—第二十五条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年、我が国において自殺による死亡者数が高い水準で推移している状況にあり、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、これに対処していくことが重要な課題となっていることに鑑み、自殺対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、自殺対策の基本となる事項を定めること等により、自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等の支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

#### (基本理念)

- 第二条 自殺対策は、生きることの包括的な支援として、全ての人がかけがえのない個人として尊重されるとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを支えかつ促進するための環境の整備充実が幅広くかつ適切に図られることを旨として、実施されなければならない。
- 2 自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみ捉えられるべきものではなく、そ の背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取組として実施され なければならない。
- 3 自殺対策は、自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであることを 踏まえ、単に精神保健的観点からのみならず、自殺の実態に即して実施されるよ うにしなければならない。
- 4 自殺対策は、自殺の事前予防、自殺発生の危機への対応及び自殺が発生した後

又は自殺が未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じた効果的な施策として 実施されなければならない。

5 自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、総合的に実施されなければならない。

# (国及び地方公共団体の責務)

- 第三条 国は、前条の基本理念(次項において「基本理念」という。)にのっとり、 自殺対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。
- 2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、自殺対策について、国と協力しつつ、 当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。
- 3 国は、地方公共団体に対し、前項の責務が十分に果たされるように必要な助言 その他の援助を行うものとする。

### (事業主の責務)

第四条 事業主は、国及び地方公共団体が実施する自殺対策に協力するとともに、 その雇用する労働者の心の健康の保持を図るため必要な措置を講ずるよう努め るものとする。

#### (国民の責務)

第五条 国民は、生きることの包括的な支援としての自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるよう努めるものとする。

#### (国民の理解の増進)

第六条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、自殺対策に関する国民の理解を深めるよう必要な措置を講ずるものとする。

## (自殺予防週間及び自殺対策強化月間)

- 第七条 国民の間に広く自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるとともに、 自殺対策の総合的な推進に資するため、自殺予防週間及び自殺対策強化月間を設 ける。
- 2 自殺予防週間は九月十日から九月十六日までとし、自殺対策強化月間は三月とする。
- 3 国及び地方公共団体は、自殺予防週間においては、啓発活動を広く展開するも

のとし、それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

4 国及び地方公共団体は、自殺対策強化月間においては、自殺対策を集中的に展開するものとし、関係機関及び関係団体と相互に連携協力を図りながら、相談事業その他それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

(関係者の連携協力)

第八条 国、地方公共団体、医療機関、事業主、学校(学校教育法(昭和二十二年 法律第二十六号)第一条に規定する学校をいい、幼稚園及び特別支援学校の幼稚 部を除く。第十七条第一項及び第三項において同じ。)、自殺対策に係る活動を行 う民間の団体その他の関係者は、自殺対策の総合的かつ効果的な推進のため、相 互に連携を図りながら協力するものとする。

(名誉及び生活の平穏への配慮)

第九条 自殺対策の実施に当たっては、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の 親族等の名誉及び生活の平穏に十分配慮し、いやしくもこれらを不当に侵害する ことのないようにしなければならない。

(法制上の措置等)

第十条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置 その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十一条 政府は、毎年、国会に、我が国における自殺の概況及び講じた自殺対策 に関する報告書を提出しなければならない。

第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等 (自殺総合対策大綱)

第十二条 政府は、政府が推進すべき自殺対策の指針として、基本的かつ総合的な 自殺対策の大綱(次条及び第二十三条第二項第一号において「自殺総合対策大綱」 という。)を定めなければならない。

(都道府県自殺対策計画等)

第十三条 都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、当該都道府

県の区域内における自殺対策についての計画(次項及び次条において「都道府県 自殺対策計画」という。)を定めるものとする。

2 市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画(次条において「市町村自殺対策計画」という。)を定めるものとする。

## (都道府県及び市町村に対する交付金の交付)

第十四条 国は、都道府県自殺対策計画又は市町村自殺対策計画に基づいて当該地域の状況に応じた自殺対策のために必要な事業、その総合的かつ効果的な取組等を実施する都道府県又は市町村に対し、当該事業等の実施に要する経費に充てるため、推進される自殺対策の内容その他の事項を勘案して、厚生労働省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

### 第三章 基本的施策

(調査研究等の推進及び体制の整備)

- 第十五条 国及び地方公共団体は、自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するため、自殺の実態、自殺の防止、自殺者の親族等の支援の在り方、地域の状況に応じた自殺対策の在り方、自殺対策の実施の状況等又は心の健康の保持増進についての調査研究及び検証並びにその成果の活用を推進するとともに、自殺対策について、先進的な取組に関する情報その他の情報の収集、整理及び提供を行うものとする。
- 2 国及び地方公共団体は、前項の施策の効率的かつ円滑な実施に資するための体制の整備を行うものとする。

#### (人材の確保等)

第十六条 国及び地方公共団体は、大学、専修学校、関係団体等との連携協力を図りながら、自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。

## (心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進等)

第十七条 国及び地方公共団体は、職域、学校、地域等における国民の心の健康の 保持に係る教育及び啓発の推進並びに相談体制の整備、事業主、学校の教職員等 に対する国民の心の健康の保持に関する研修の機会の確保等必要な施策を講ず るものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、前項の施策で大学及び高等専門学校に係るものを講ずるに当たっては、大学及び高等専門学校における教育の特性に配慮しなければならない。
- 3 学校は、当該学校に在籍する児童、生徒等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、当該学校に在籍する児童、生徒等に対し、各人がかけがえのない個人として共に尊重し合いながら生きていくことについての意識の涵かん養等に資する教育又は啓発、困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育又は啓発その他当該学校に在籍する児童、生徒等の心の健康の保持に係る教育又は啓発を行うよう努めるものとする。

#### (医療提供体制の整備)

第十八条 国及び地方公共団体は、心の健康の保持に支障を生じていることにより 自殺のおそれがある者に対し必要な医療が早期かつ適切に提供されるよう、精神 疾患を有する者が精神保健に関して学識経験を有する医師(以下この条において 「精神科医」という。)の診療を受けやすい環境の整備、良質かつ適切な精神医 療が提供される体制の整備、身体の傷害又は疾病についての診療の初期の段階に おける当該診療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、救急医療を行う医 師と精神科医との適切な連携の確保、精神科医とその地域において自殺対策に係 る活動を行うその他の心理、保健福祉等に関する専門家、民間の団体等の関係者 との円滑な連携の確保等必要な施策を講ずるものとする。

#### (自殺発生回避のための体制の整備等)

第十九条 国及び地方公共団体は、自殺をする危険性が高い者を早期に発見し、相談その他の自殺の発生を回避するための適切な対処を行う体制の整備及び充実に必要な施策を講ずるものとする。

## (自殺未遂者等の支援)

第二十条 国及び地方公共団体は、自殺未遂者が再び自殺を図ることのないよう、 自殺未遂者等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

## (自殺者の親族等の支援)

第二十一条 国及び地方公共団体は、自殺又は自殺未遂が自殺者又は自殺未遂者の 親族等に及ぼす深刻な心理的影響が緩和されるよう、当該親族等への適切な支援 を行うために必要な施策を講ずるものとする。

# (民間団体の活動の支援)

第二十二条 国及び地方公共団体は、民間の団体が行う自殺の防止、自殺者の親族 等の支援等に関する活動を支援するため、助言、財政上の措置その他の必要な施 策を講ずるものとする。

# 第四章 自殺総合対策会議等

#### (設置及び所掌事務)

- 第二十三条 厚生労働省に、特別の機関として、自殺総合対策会議(以下「会議」 という。)を置く。
- 2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。
- 一 自殺総合対策大綱の案を作成すること。
- 二 自殺対策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、自殺対策に関する重要事項について審議し、及び 自殺対策の実施を推進すること。

#### (会議の組織等)

- 第二十四条 会議は、会長及び委員をもって組織する。
- 2 会長は、厚生労働大臣をもって充てる。
- 3 委員は、厚生労働大臣以外の国務大臣のうちから、厚生労働大臣の申出により、 内閣総理大臣が指定する者をもって充てる。
- 4 会議に、幹事を置く。
- 5 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、厚生労働大臣が任命する。
- 6 幹事は、会議の所掌事務について、会長及び委員を助ける。
- 7 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

## (必要な組織の整備)

第二十五条 前二条に定めるもののほか、政府は、自殺対策を推進するにつき、必要な組織の整備を図るものとする。



# 福岡県自殺対策計画(第2期)

令和5年3月発行 福岡県保健医療介護部健康増進課 こころの健康づくり推進室 〒812-8577 福岡市博多区東公園7-7 電話 092-643-3265

福岡県行政資料		
分類記号	所属コード	
GA	4400200	
登録年度	登録番号	
04	0004	